

子ども・子育て支援金制度 ～よくあるお問い合わせ～

Q 1. 独身者や高齢者にも支援金の負担があるのはなぜですか？

たしかに独身者や高齢者の方などは、児童手当などの給付を受けられませんが、将来高齢者になったとき、医療・介護などの社会保障をより多く利用することになります。その社会保障の支え手となるのは子どもたちです。そのため、独身者や高齢者を含む全世代や企業の皆様にご負担いただくこととしています。

Q 2. 独身税ではないのですか？

子ども・子育て支援金は、サラリーマン、企業、自営業者、高齢者など全ての方にご負担いただくものであり、独身の方のみが負担するものではありません。

Q 3. この制度はもう決まっているのですか？

当制度は、国会での審議を経て、令和6年6月に成立した法律に基づいて創設されるもので、法律上、令和8年4月から導入することとされています。

Q 4. この制度について聞いたことがありません。

こども家庭庁のホームページ等において、当制度に関する詳細が案内されていますので、ぜひご確認ください。

Q 5. 支援金の徴収がいつから始まりますか？

支援金は令和8年度から医療保険料（税）とあわせてご負担いただきます。

Q 6. 令和10年度以降も支援金の徴収は続きますか？

子ども・子育て支援金制度は、令和8年度から令和10年度まで段階的に導入され、それ以降も継続される制度です。

Q 7. 支援金の負担額はどのくらいですか？

所得等に応じて異なりますが、令和10年度の平均は月額450円程度です。目安として、令和10年度は現在お支払いいただいている医療保険料の5%程度の額となる試算です。

Q 8. 手取りが増えないのに負担ばかり増やすのか。

子ども・子育て支援金は、社会保険負担軽減の範囲内で徴収することで、国民の皆様追加的なご負担がない仕組みとされています。そのうえで、国民健康保険制度や後期高齢者医療制度においては、低所得者に対して、子ども・子育て支援金も含む保険料（税）の軽減措置ので、ご理解と御協力をお願いいたします。

Q 9. 負担額は今後どんどん増えていきますか？

令和10年度までは段階的に増える仕組みですが、それ以降に増額することは現時点で想定されていません。支援金が充てられる給付事業やその事業に対する支援金の充当割合は法律に規定されているため、法律改正なしに充当事業を拡充し、支援金を増やすことはできない仕組みとなっています。

Q 10. 医療保険料（税）から子育て支援の費用を徴収するのはなぜですか？

子ども・子育て支援金制度は、社会全体で子育て世帯を支えるという新しい分かち合い・連帯の仕組みです。同じく分かち合い・連帯の仕組みである社会保険制度の中でも、全世代が加入しておりカバー範囲が最も広いこと、既に出産育児一時金など出産に関連する給付が行われていることや、40歳以上65歳未満の介護保険料を医療保険料として徴収していることから、本支援金についても医療保険の徴収ルートを使わせていただくこととしています。

Q 11. 支援金はどのように使用されますか？

児童手当の拡充や妊婦のための支援給付など6つの子育て支援の取組に充てられます。使い道は法律（子ども・子育て支援法）で定められており、これらの目的以外で使用されることはありません。